

公共建築木造工事標準仕様書【概要】

■目的・概要

公共建築木造工事標準仕様書（以下「木造標準仕様書」という。）は、公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築木造工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書の一つとして適用されるものです。木造標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

また、木造標準仕様書は、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられております。

■主な内容

全国で実施される公共建築木造工事において、一般的な事務庁舎の木造建築物（建築基準法施行令第1条第三号に規定する構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）の全部又は一部に木材を用いる建築物をいう。以下同じ。）に必要な品質及び性能を確保するため、木造標準仕様書に記載している材料、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・規格が統一化又は標準化されていること。
- ・信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・適切な実績があること。

■主に使用する時期

設計段階、工事段階

■適用方法

＜業務委託・工事発注を行う際の適用方法＞

- ・設計業務を委託する際に、業務委託特記仕様書等に適用基準として記載します。
- ・一般的な事務庁舎の木造建築物の新築及び増築における工事を発注する際に、設計図書に適用する旨を記載します。【記載例：「図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築木造工事標準仕様書（令和〇年版）による。」】

＜業務実施時・工事実施時の適用方法＞

- ・設計業務を実施する際は、標準仕様書に記載されている材料、工法等から当該工事に適用するものを選択し、記載されていない事項は当該工事に必要とされる仕様を特記して設計を行います。
- ・一般的な事務庁舎の木造建築物の新築及び増築における工事を実施する際は、木造標準仕様書のほか設計図書（図面、特記仕様書、現場説明書等）に従って、工事を行います。

■適用に当たっての留意事項 〔【発】発注者、【設】設計者、【施】施工者に対する事項〕

発注者及び設計者は、対象とする建築物の用途や規模等に応じて、適切な材料、工法等を選定し、設計図書に仕様を特記する必要があります。

なお、木造標準仕様書に記載している材料、工法等以外のものを採用する場合には、選定した材料、工法等を設計図書に特記して下さい。【発】【設】【施】